

労働基準法と労働者派遣法～2012 春闘を攻勢的に闘うために

2012. 2. 25

岡山県労働者学習協会 長久啓太

blog/twitter/facebook 名前↑で検索

はじめに：居酒屋チェーン「和民」の、26歳過労自殺の問題にふれて…

「とりかえしのつかないこと」が起こりすぎる、異常な国。



一。労働基準法と日本国憲法

1. 出発点としての、日本国憲法

◇第10章「 」・97条

「この憲法が日本国民に保障する（ ）は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

*朝日訴訟（人間裁判）のたたかいから

「政府は、軍国主義復活、核武装へと、着々と安保体制を遂行し、ごまかしの社会保障、医療合理化による低医療費政策を強引におしすすめている。

…池田自民党のはなやかな経済成長のかげに、われわれ被保護者には矛盾のトゲが痛いほどささっている。社会保障の拡充などというのは選挙のときだけで、まさに弱い病人は早く死ねという政治なのだ。

こんなことをあれこれ寝ながら考えていると書かずにいられなくなり、ついつい起き上がって訴えの手紙を書きつづけるのが常であった。まわりの人びとは、『朝日さんはそんなにせんでも、じっと寝とりゃあいいのに』と心配してくれるが、私はどうしてもやらずにはいられない。重症者の、せめてりんごの1つも食べさせてほしいという、このささやかな願いが、いまだに認められないでいるのだ。『こんなバカな話があるだろうかー』

この怒りが、私の残り少ない生命の炎をかきたてている」

（『人間裁判—朝日茂の手記』大月書店より）

「生粋の庶民といってよい朝日茂さんが、なにゆえに、歴史上数ある英雄も顔負けの勇氣と果敢な意志、不撓不屈の粘りをもって、その短い後半生を『権利は闘いとるもの』という理念に捧げたのか。その力の源は、要するに、一方で人間らしく生きる権利にたいする深い洞察と、他方での『合法的殺人』と呼ぶべき非人間的な生活を強いる国家権力に対する怒り、この二つに求められる。朝日さんは、普遍的な人権に対する洞察と確信が非人間的な生活を強制する権力と衝突し、そこに発する火花を生きる力として50年の人生を生き抜いた。これは、21世紀に生きる一人ひとりの個人が、いかにして生きるべきかを問うときに、一つのヒントを提示するものにほかならない」

（二宮厚美「朝日訴訟が現代に問うもの」、『人間裁判』所収）



◇憲法13条・25条・27条・28条

「すべて国民は、()として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②()は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、()でこれを定める。③児童は、これを酷使してはならない」

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」

*こうした基本的人権への認識は、くりかえし、くりかえし、身体に染みつくまで学ばなければいけない。

- ①自分のため
- ②職場の仲間・家族・友人・知人のため
- ③見ず知らずの他人・社会全体の「あり方」のため



*労働組合の学習教育・宣伝活動の社会的役割

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」(12条)

→「国民」とは誰だろうか。「努力」とは具体的にはなんだろうか。

99% vs 1%

- ①経済的なたたかい、②政治的なたたかい、③学習教育のたたかい

「労働組合は、民主主義の学校」とよく言われたが…

→基本的人権、労働法の原則・知識を、地域のなかに

日本の場合、①学校での働くルールの教育不足、②マスコミの人権感覚の弱さと労働運動無視、③資本の力が強いために「資本の論理」が人権より勝る現状→労働運動が、その担い手の中心になる必要がある。

→知識と思想の両面を

【参考文献】『労働法を考えるーこの国で人間を取り戻すために』

(脇田滋、新日本出版社、2007年)

2. 労働基準法とは・・・その原則を、あらためて確認

◇憲法27条2項の勤労条件の法定主義を受けて、1947年に制定

◇労基法は、労働条件について、ものすごく大事な原則を宣言している。

*労働者・労働組合は、いつも、また何かの問題があったときには、この労基法の原則に立ちもどって考えることが大切。

第1条1項・・・「人たるに値する生活」…。大事な問題提起がされている。

「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」

第1条2項・・・なぜ「最低」の基準、と書いているのか。

「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」

第2条・・・「この規定こそ、私は労基法の核心であると考えています」（藤本正）

「労働条件は、労働者と使用者が、（ ）の立場において決定すべきものである」

第3条、4条・・・差別の禁止

「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」

「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」

第6条・・・中間搾取は本来は禁止

「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」

3. (最低基準である) 労基法が完璧に守られている職場は、日本にはほとんどない

◇あまりにギャップが。労働法のない職場の広がり。世界最低水準。

◇モグラたたき状態から、職場に憲法と労働法を入れていくたたかいへ。

【参考文献】

『労働契約 就業規則 労働協約』（藤本正、学習の友社、1999年）

『おしえて、ぼくらが持つて働く権利』

（清水直子著、首都圏青年ユニオン監修、合同出版、2008年）



二。世界でも異常な、日本の労働者派遣法

1。簡単に、その経過（「雇用の安定」から、「雇用の流動化」）を確認

- ◇1985年 労働者派遣法の制定
- ◇1995年 日経連「新時代の『日本的経営』」
- ◇1996年 労働者派遣法の一部改正（対象業務の追加）
- ◇1999年 労働者派遣法の大改正（派遣業務の原則自由化）
- ◇2003年 労働者派遣法改正（製造業などへの拡大、派遣期間最長3年への延長）
- ◇2008年 大企業などの「派遣切り」「非正規切り」が社会問題に
- ◇2009年 総選挙で政権交代。民主党はマニフェストにこう書いた。

39. 製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る

【政策目的】

- 雇用にかかわる行き過ぎた規制緩和を適正化し、労働者の生活の安定を図る。
- 日本の労働力の質を高め、技術や技能の継承を容易にすることで、将来の国力を維持する。

【具体策】

- 原則として製造現場への派遣を禁止する（新たな専門職制度を設ける）。
- 専門業務以外の派遣労働者は常用雇用として、派遣労働者の雇用の安定を図る。
- 2ヵ月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止する。「日雇い派遣」「スポット派遣」も原則禁止とする。
- 派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する。
- 期間制限を超えて派遣労働者を受け入れている場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できる「直接雇用みなし制度」を創設する。

*しかし、政権交代後の民主党は、この問題でも裏切りを続け、ついには、昨年11月、民主・自民・公明の3党で、完全な後戻りの「改正案」に合意。

- ①製造業派遣・登録型派遣の原則禁止の削除
- ②違法派遣の場合の派遣先企業による直接雇用（みなし雇用）実施の3年延期など。

◇派遣法をめぐる逆流の背景

- *大企業や派遣業界の利益優先主義による巻き返し
- *TPP（環太平洋連携協定）など、アメリカによる規制緩和の要求
- *その力（1%の側）と完全に一体となっている、民主・自民・公明などの政党。

【参考文献】『学習の友』2月号特集「派遣法骨抜きを許さない！」

2。世界的にみても異常な、日本の派遣労働のルール

- ◇「派遣」と呼んでいる国自体がない。
 - *「テンポラリー・ワーク」（臨時労働）。文字通り、臨時的・一時的な仕事。
- ◇ILO181号条約「民間職業仲介事業所に関する条約」（1997年採択）
 - *条約の基本性格は労働者保護であり、①労働基本権の確立、②均等待遇と差別禁止、③個人情報の保護、④外国人労働者の保護、⑤苦情処理の制度と手続き、⑥派遣労働者の保護、⑦派遣元と派遣先の責任、などを定めている。

【参考文献】

『働くルールの国際比較』（筒井晴彦、学習の友社、2010年）

三。2012年春闘、そのたたかいのスタンス

1。「攻勢的に」とは、具体的にどんなイメージだろうか

「積極的に相手に攻めかかる態勢。⇔守勢」（岩波『国語辞典』）

宇部の地域・職場を変えるのは、みなさん。

それぞれの地域の運動が、国を変える運動に合流するとき、変革が起きる。

◇相手は誰か、を見極めること（学習）

- * 公務員は敵ではない。公務員労働者への攻撃（賃下げと人減らしなど）意味。
- * 高齢者は優遇される一方で、若者がツライ目にあっている、のでもない。
- * 正規職員も萎縮する必要はない
- * 労働組合は既得権益を守る組織ではない

* ほんとうに、わたしたちのたたかうべき「相手」は

◇たたかいの客観的情勢を見極めること（やっぱり学習）

- * 『学習の友』『月刊全労連』『2012年国民春闘白書』など参照
- * 野田民主党政権は、「消費税増税」を中心に、TPP、「一体改革」と称した社会保障の切捨て、派遣法の骨抜き改正、などなど、国民的反発が起きてくる政策を、実行しようとしてきている。なぜか？
- * 二大政党の支持の崩壊現象（支持政党なしがどの世論調査でも過去最高水準）
 - 民主党・自民党とも、支持率は10%ちよい。支持政党なしは過半数こえる。
 - 2012年～2013年にかけて、「歴史的岐路」になる
- * 閉塞感のなかで「変革」を求める模索が一「無知」に入り込む「偽造」
 - 大阪・維新の会への期待
 - ① 彼らの政策・行なっていることの1つひとつを、具体的に明らかにする。
 - ② 本質的に、自民党や民主党、二大政党の政治的方向性・立場と同じであること、を広げる。
- * 東日本大震災、原発事故から1年
 - ・ 脱原発、エネルギー政策転換の運動で、大きな変化。この運動から学ぶ。
 - ・ 54基の原発を再稼働させないたたかいのもつ意味

- * 相手は、しめつけ、ウソやゴマカシ、利権など。ジャーナリズムの劣化。
- * こちらは、道理と連帯の力で。春闘は、「集まる。力を束ねる」取り組み。

◇外に出る。開拓する。団結を。仲間を増やす（相手がいちばん困ること）。

- * 未組織労働者の組織化。青年と女性の担い手を増やす。

◇労働者のより所に。ヒューマニズム（あたたかさ）あふれる組織に。

- * ひとりも見捨てない。聴く力。共感する力。

2. 知を力に—たたかいの力関係を変えるなによりの土台

◇まず、自分が成長する—貪欲な思い（目的意識が必要）

*みなさんの成長は

- ①仕事人としての成長
- ②労働者・労働組合員としての成長
- ③人間としての成長

→これらは、バラバラではなく、相互に深く関係しあっている

*そしてみなさんの成長は

- ①自分のためでもあるし（1人称の幸福）
- ②家族や知人、働く仲間のためでもあるし（2人称の幸福）
- ③まだ見ぬ次の世代、そして地域・社会全体のためでもある（3人称の幸福）



◇3年後・5年後をイメージする

- *計画をもつこと（個人も集団も）
- *無理をすること（ただし、“時”と“度合い”に注意）

◇時間と空間、お金、材料がいる

- *本や雑誌をつねに持ち歩く
- *学びの場に積極的に出向く（自己投資）。身銭を切る（本や雑誌を買う）。
- *「何を学ばばいいのか」を交流しあう、先輩に教えてもらう
- *労働者・労働組合員として成長するためには一月刊誌『学習の友』は必読本

◇独習が基本。集団学習は「きっかけづくり」

- *楽なものは身につかない。聞くだけ学習はすぐ忘れる。学びに、平坦な道なし。
- *集団学習は、「学習課題」に気づききっかけづくり

◇組織としても位置づける

- *学習活動は、あれこれの「課題のひとつ」ではない。位置づけ。量の蓄積。
- *学習協という組織も必要！ なければつくる。山口県学習協も活用する。

◇学習することで

- *活動に確信をもてる。ぶれにくくなる。創造性・自主性・持続性が育つ。
- *正しい判断力がみにつく。本質をつかめる。もっともっと学びたくなる。

◇知ったこと、学んだことを、表現する（発信する、伝える）

- *1人ひとりが、まず。機関紙に、ピラに、ニュースに。会議で、日常会話で。
- *ネットの活用（ホームページ・blog・twitter・facebook）書くことで成長する。
- *「今のマスコミは…」も必要だが、あわせて、メディアをみずから創る時代に。

◇10月6日～8日（3連休）、ぜひ倉敷へ！

- *全国学習交流集会 in 倉敷にぜひご参加を（内容の詳細は未定）

さいごに